

平成24年10月の労働者派遣法改正により

関係派遣先派遣割合報告書（様式第12号-2） の提出が新たに義務付けられました。

提出が必要な派遣元事業主は？

全ての派遣元事業主に、提出の義務があります。

関係派遣先を持たない派遣元事業主や、報告対象の期間内に派遣事業を行った実績がない派遣元事業主にも、提出の義務があります。

提出期限を経過しても提出しない場合、労働者派遣法第48条第1項に基づく指導、同条第3項に基づく指示の対象となります。

指導、指示を受けても提出しない場合は、労働者派遣法第14条第1項第4号に基づく許可の取消し又は同法第21条第1項に基づく労働者派遣事業廃止命令の対象となります。

関係派遣先とは？

派遣元事業主が連結財務諸表を作成しているグループ企業に属している場合

- ・派遣元事業主を連結子会社とする者
- ・派遣元事業主を連結子会社とする者の連結子会社

派遣元事業主が連結財務諸表を作成していないグループ企業に属している場合

- ・派遣元事業主の親会社等
 - ・派遣元事業主の親会社の子会社等
- (※「親会社等・子会社等」に該当するかどうかは、議決権の過半数を所有しているかどうか、出資金の過半数を出資しているかどうか等により判断)

報告の義務があるのは、いつの事業年度から？

決算月等により、報告開始の時期が異なります。

平成24年10月1日以降が 始期 の事業年度について、報告が必要となります。

● 例

- ・9月末決算事業主
平成24年10月1日～平成25年9月末日の事業年度 → 報告義務あり
- ・8月末決算事業主
平成24年9月1日～平成25年8月末日の事業年度 → 報告義務なし
平成25年9月1日～平成26年8月末日の事業年度 → 報告義務あり

報告書の提出期限は？

事業年度終了後、3ヵ月以内です。

 裏面の記載例へ

関係派遣先派遣割合報告書

厚生労働大臣 殿

提出者

株式会社 厚生労働省
代表取締役 厚生労働 太郎



労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第23条第3項の規定により関係派遣先への派遣割合に係る報告

報告対象期間 平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

報告の対象となる事業年度の期間を必ず記入してください。

事業主による申請になるので、代表者印を押印してください。

① 許可番号又は届出受理番号	00000000	② 許可年月日又は届出受理年月日	平成〇〇年 〇〇月 〇〇日
(ふりがな)	かぶしきがいしゃ こうせいろうどうしょう		
② 氏名又は名称	株式会社 厚生労働省		
(ふりがな)	こうせいろうどう たろう		
③ 代表者の氏名 (法人の場合)	厚生労働 太郎		
住所	〒(〇〇〇-xxxx)		
④ (法人にあっては主たる事務所の所在地)	東京都千代田区霞が関1丁目2番2号第5合庁ビル14階 (△△) 〇〇〇〇-xxxx		

ビル名まで記入してください。

報告対象期間内に派遣労働者が従事した総労働時間数を記入してください。

関係派遣先の定義については表面参照。

1 労働者派遣実績報告

① 労働者派遣の実績 (時間)	
② ①のうち、関係派遣先への労働者派遣の実績 (時間)	
③ ②のうち、定年退職者の労働者派遣の実績 (時間)	
④ 関係派遣先への派遣割合 (%)	
※ (2-3) ÷ ① × 100で算出した値を記入。	
2 連結決算導入の有無	有 無

計算式は下の※を参照。

「定年退職者」とは60歳以上の定年年齢に達した者のことをいい、継続雇用(勤務延長・再雇用)終了後に離職した者(再雇用による労働契約期間満了前に離職した者等を含みます。)や、継続雇用中の者も含みます。注)グループ企業内の退職者に限られません。

連結財務諸表を作成しているグループ企業に属しているかどうかについて〇印をしてください。

なお、関係派遣先を有しているが「無」である場合は、派遣元事業主の親会社等及び派遣元事業主の親会社等の子会社等の名称等を記載した書類を添付して下さい。

例えば、該当する親会社等・親会社の子会社等の会社名・住所・連絡先等が記載された一覧表を添付頂ければ構いません。

※ 計算式

小数点以下一位未満切り捨て

関係派遣先への労働者派遣の実績 (時間) (例: 1,000時間) - 関係派遣先への定年退職者の労働者派遣 (実績) (例: 100時間)

労働者派遣の実績 (時間) × 100 (1,150時間)

【関係派遣先派遣割合報告書提出時の注意点】

- ・ 関係派遣先派遣割合報告書は、派遣元事業主 (本社) が作成し、本社を管轄する労働局に提出して下さい。
- ・ 提出部数は3部 (正本1部・副本2部) です。
- ・ 郵送で提出する場合は、切手を貼付した返信用封筒を同封してください。